

入間市行政手続及び内部手続における押印見直し計画

令和3年3月12日策定

1 本計画の位置付け

本計画は、「入間市押印の見直しに関する方針」に基づき、本市の行政手続及び内部手続における押印を求める手続について、押印の必要性を再検討し、市全体の行政手続及び内部手続における押印について見直しを行った結果を集約するものであるとともに、継続的な押印見直しの実行を担保することを目的として策定するものです。

2 押印見直しの目的

入間市では、行政手続及び内部手続の簡素化を推進し、市民等の負担軽減及び内部事務の効率化を図ることを目的として、押印の見直しを進めてきました。

今般の押印の見直しは、押印をなくすこと自体が目的ではありません。行政手続における市民の負担を軽減し、市民の利便性を図ることが目的です。それによって申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつなげる端緒となる取組として行うものです。

3 見直し内容

「入間市押印の見直しに関する方針」に基づき、認印による押印は原則として廃止とするとともに、登録印（実印）及び登記印（代表者印）についても必要性を精査し、押印を求めるに足る具体的かつ合理的な理由がある手続を除いて、押印の義務付けを廃止することとしました。

【第1弾見直し】令和3年1月～3月

入間市では、2,215種類の行政手続及び内部手続において押印を求めています。第1弾の見直しでは、このうち、法令や国・県等の制度により押印を必要とする別表第3に掲げる225種類の手続を除く、1,990種類の手続のうち、別表第1に掲げる1,957種類（98.3パーセント）の手続において押印を廃止することとしました。

なお、別表第2に掲げる33種類の手続については、押印を求める合理的な理由があるた

め、今後も押印を存続するものですが、押印の代替となる手段を研究する等、今後、継続的に見直しを行っていきます。

【第1弾見直し状況】

区分	手続数	主な手続例
押印を廃止する手続【別表第1】	1,957	・補助金等交付申請 ・支払請求書 ・市税減免申請
押印を存続させる手続【別表第2】	33	・未登記家屋納税義務者変更届 ・奨学資金貸付申請
押印を保留する手続(法令や国・県等の制度等により押印を必要とする手続)【別表第3】	225	・登記原因証明情報兼承諾書 ・市民税・県民税申告書
総数	2,215	

【今後の見直し予定】

第1弾の見直しにおいて、存続することとした手続(別表第2)及び国・県等外部機関の規定等により押印を求める手続として見直しを保留した手続(別表第3)については、国・県の動向を踏まえて、定期的に再見直しを行うとともに、対応可能な手続から随時押印を廃止していきます。

時期	実施内容
令和3年4月1日まで	第1弾見直しにより押印廃止とした手続における押印の廃止 (規則、要綱、告示、内規等により押印を求めている手続)
令和3年7月1日まで	第1弾見直しにより押印廃止とした手続における押印の廃止 (条例により押印を求めている手続)
国・県等の動向を踏まえて継続的に再見直し	

※議会及び選挙管理委員会が定める手続については、各機関において規定の改正を行うものです。